

気候変動政策ブログ

特報 COP21 パリ協定採択される

～すべての国、企業が低炭素・脱炭素へ～

国際航業株式会社 調査研究開発部
主席研究員 丹本 憲

12月12日、パリで歴史的瞬間を迎えた。COP21においてUNFCCCに加盟する全196カ国・地域が参加する気候変動対策の枠組構築に関するパリ協定が採択された。合意後、すべての参加者が勝利者の笑みを浮かべているように見えたが、それは飽くまで全世界的な合意が得られたことに対するひと時の安堵感であり、温暖化問題との真の戦いはこれから始まることとなる。

以下に主な合意内容を概観する。

◆長期目標

産業革命前より気温上昇を2度未満に抑えるということが掲げられているが、島嶼国等への配慮も含めて、できるならば1.5度を目標にすることとされた。そのため、世界全体の排出量をできるだけ早く減少に転じさせ、今世紀後半には人為的な温室効果ガス排出を海や森林シンク吸収分等とのバランス上でゼロにするとしており、地球を救うための人類の決意が読み取れる。

◆緩和（削減目標）

約束草案にて各国が提出した削減目標自体は法的義務を課されないが、長期目標達成に向けすべての国が温暖化ガス削減の自主目標を作成して国連に提出し、国内対策を実施する法的義務を負うこととなった。そして2023年から5年ごとに進捗状況をレビューし、世界全体で進捗を検証する仕組みも導入するということになった。そして実効性担保のために専門家による検証制度を構築することになる。ただし、検証の結果各国の目標が未達であったとしても罰則はない。

またJCMなどの資金メカニズムについての活用が位置づけられるとともに、森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少、劣化からの排出を抑制する仕組みの構築も謳われている。

◆適応及び Loss & Damage

長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施が義務付けられた。

また温暖化に伴う被害の軽減策について世界目標を設けるほか、島嶼国等途上国に配慮して実際に起きた被害の救済を進めることを定めた。国の存立自体が危機に瀕し、気候変動難民が現れる可能性もある以上、一刻も早い対応が求められる。

◆資金支援

最後まで議論が続いた資金支援について、途上国への資金支援は義務づける一方、具体的な拠出額は協定とは切り離す形とし、25年までに、最低でも年間1000億ドルとする新たな拠出額の目標を決めるとし、また先進国だけでなく経済力がある新興国なども自主的に資金を拠出することを促している。具体的な金額については法的拘束力のない決定文書に移すという手法で先進国側に配慮した形での合意となった。

◆技術革新

技術に関しては、レジリエンスを高めるための技術開発と技術移転、そしてイノベーションの重要性が挙げられている。

最後に、「パリ協定」は、世界全体の温室効果ガスの排出量の少なくともおよそ55%に相当する、気候変動枠組条約の締約国55か国以上の参加で発効することになっていることを追記しておく。

署名手続きは、2016年4月22日から1年間、ニューヨークの国連本部で実施される。

約束草案による排出削減目標に法的義務がないことから有効性を疑問視する向きもあるが、2010年にコペンハーゲンで開催されたCOP15では削減目標を京都議定書と同様に法的義務化しようとして失敗した経緯があり、すべての国の合意を優先した現実的な判断であろう。

また、長年使われてきた「共通だが差異ある責任」に代わり、「すべての国で…」を当初目指したCOP21であったが、やはり途上国からの抵抗は強く、結局「先進国が排出削減の対策で主導的な役割を果たすべきだ」としたうえで、途上国も国内事情に応じた形で排出量の削減や抑制を実施すること」という先進国・途上国間で責任に差を持たせる表現となった。

そして現状では約束草案による目標値を合算しても2.7度の上昇になるという試算が出されており、2度を超える目標達成のためには、全世界的規模でのこれまでにないレベルのスピード感が求められる。各国はそれぞれが、目標に向けた国内対策の実施を義務付けられており、本当の真剣勝負はこれからである。

今後、何をすることも低炭素、脱炭素に向かわざるを得なくなる。まさにSGDs(持続可能な開発目標)のテーマでもある *Transforming our world* という考え方も同様、脱炭素に向けて社会のあり方そのものの変革が必要になる。国、自治体、企業等あらゆる組織、団体そして個人に及ぶまで、これまでとは異次元といえるほどの変化が求められ、責務が広がる。それに向けて各企業が提供

する商品やサービスにもイノベーションが求められる。そして官民のファイナンスはすでにその方向に向いており、低炭素、脱炭素に向けたビジネスチャンスも広がりつつある。

気候変動問題で生まれた「共通だが差異ある責任」という言葉の内容として、1992年にUNFCCCが採択された際には、先進国と途上国が明確に二分されていた。時とともに次第に責任を持つべき国が増えつつあり、国々のグループ化も複雑さを増し、気候変動問題に関する国家の様相が大きく変化しつつある中、全人類が直面する問題に立ち向かうため、200カ国近い国々すべてが合意する協定が成立したことは、やはり歴史的快挙であるといえる。

(注) 文章中の下線は筆者が加筆したものである。

以上

(2015年12月15日発行)